# 身体拘束適正化に関する指針 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 神津島やすらぎの里

事業者 社会福祉法人 つつじ会 神津島やすらぎの里

## 1. 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

(1)身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を禁止とします。

# (2)身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行います。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

③ 一時性

身体拘束等が一時的であること。

(3)日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③ 利用者の思いを汲み取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような 行動は行いません。
- ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化委員会において検討します。
- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体 的な生活をしていただけるよう努めます。

### 2. 身体拘束等廃止にむけた体制の整備

(1)身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて身体拘束等適正化委員会を設置し、その結果について従業者に 周知徹底を図ります。

① 設置の目的

- (ア)事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- (イ)身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続き
- (ウ)身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- (エ)身体拘束等廃止に関する職員全体への指導
- ② 身体拘束適正化推進担当者 施設介護課長 桜井珠美
- ③ 委員会の構成

ア)施設長 イ)施設介護課長/委員長 ウ)医務課長 エ)在宅介護課長/副委員長 オ)栄養士 カ)生活相談員 キ)介護相談課長 ク)機能訓練指導員 その他、施設長がその必要を認める職員

④ 委員会の開催

毎月の定例開催及び委員長及び施設長の判断による臨時会を開催します。

## (2)やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととします。

#### (ア)利用前

- ① 事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は身体拘束等適正化委員会にて協議します。
- ② 身体拘束等の内容、時間等について、個別支援計画等に記載し、利用者及び家族に対し現場責任者が説明を行い、「身体拘束・行動制限に関する説明書」(様式1)を以て同意を得ます。

#### (イ)利用時

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等適正化委員会において実施件数の確認と身体拘束等をやむを得ず実施している場合(解除も含む)については協議検討し、記録に残します。

#### (ウ)身体拘束等の継続と解除

- ① 身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録」を用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- ② 身体拘束等適正化委員会において協議し、継続か廃止かの検討を行います。
- ③ 身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い、「身体拘束経過記録」に記録します。
- ④ 身体拘束等解除の場合は即日、現場責任者より家族に身体拘束等解除について説明 し同意を得ます。

#### (エ)緊急時

- ① 緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由を ケース記録に記録します。その後の事は身体拘束等適正化委員会において協議します。 ②家族への説明は翌日までに現場責任者が行い、同意を得ます。
- (3) 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを 基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

#### (施設長)

身体拘束廃止委員会の統轄管理 ケア現場における諸課題の統轄責任

# (施設介護課長)

身体拘束廃止委員会の総括責任者 ケア現場における諸課題の総括責任者 身体拘束廃止に向けた職員教育 施設のハード・ソフト面の改善 チームケアの確立

## (医務課長)

医師との連携 施設における医療行為範囲の整備 重度化する利用者の状態観察 記録の整備

(生活相談員・介護支援専門員) 医療機関、家族との連絡調整 家族の意向に添ったケアの確立 記録の整備

# (栄養士)

経管栄養から経口への取り組みとマネジメント 利用者の状態に応じた食事の工夫

#### (介護職員)

拘束がもたらす弊害を正確に認識する 利用者の尊厳を理解する 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める 利用者とのコミュニケーションを充分にとる

## 記録は正確かつ丁寧に記録する

# 9. 職員に対する教育・研修

- (1)より質の高いケアを提供するにあたり基礎知識と技術を身につけることを目的として、委員会を中心とした施設内研修会、勉強会を実施します。
- (2) 実施は、年2回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

# 10. 入居等に対する当該指針の閲覧に関する事項

入居者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設 HP において、いつでも 閲覧が可能な状態とします。

※ 本指針等は委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

## 付則

この指針は、令和6年3月27日より施行する。